

I 平成27年度茨城県立高等学校入学者選抜実施細則

1 応募資格

応募できる者は、次の(1)、(2)及び(3)のいずれかに該当し、かつ、(4)又は(5)に該当する者とする。

(1) 中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は平成27年3月卒業見込みの者

(2) 中等教育学校の前期課程を修了した者又は平成27年3月修了見込みの者

(3) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第95条各号のいずれかに該当する者又は平成27年3月該当見込みの者

※ 学校教育法施行規則第95条第5号により、中学校卒業認定試験を受けようとする入学志願者は、出願期間の前日以前に、志願先高等学校長の指示により、当該認定試験を受けなければならない。

(4) 全日制課程にあつては、原則として保護者とともに県内に居住している者

(5) 定時制課程にあつては、原則として県内に居住地又は勤務地を有する者

※ 定時制課程の単位制高等学校に応募できる過年度卒業者は、高等学校入学経験がないこと又は高等学校での修得単位数の計が18単位未満であることとする。

なお、高等学校での修得単位数の計が18単位以上の者が、定時制課程の単位制高等学校への転編入学を希望する場合は、当該高等学校長の定める転編入学試験によるものとする。

【県外及び外国からの応募】

「8 県外及び外国からの本県立高等学校への入学を志願する者の取扱い」(P.11)参照

2 募集の課程、学科及び定員

各高等学校の募集の課程、学科及び定員については、別に定める。

3 一般入学

すべての高等学校で共通選抜を実施するほか、高等学校の裁量で文化、芸術及び体育等の分野において優れた資質・実績を有する者を対象とする特色選抜を実施することができる。

(1) 志願校及び学科の選択

ア 1校1課程1学科に限る。ただし、次のイ～エの場合においては第2志望まで出願できる。

イ 農業、工業、商業及び水産に関する学科において、2以上の学科がある場合には、第2志望まで志願できる。

ウ 普通科のコースを志願する場合は、同一校の普通科を第2志望とすることができる。

エ 3部制の定時制課程の午前の部又は午後の部を志願する場合は、同一校の午前の部又は午後の部を第2志望とすることができる。

オ 特色選抜において合格と判定されなかった受検者については、共通選抜において上記イ～エが適用される。

(2) 出願期間

平成27年2月10日(火)、2月12日(木)及び2月13日(金)午前9時から午後5時とする。

郵送出願(P.64)の場合は、事前に志願先高等学校長と連絡の上、簡易書留で平成27年2月9日(月)から2月12日(木)の消印有効とする。

(3) 志願の手続

ア 入学志願者(以下「志願者」という。)は、卒業した、修了した、若しくは在籍する中学校、これに準ずる学校又は中等教育学校(以下「中学校」という。)の校長(以下「中学校

長」という。)に、次の書類を提出する。

(ア) 入学願書(様式第1号の1(P.31))

※ 入学者選抜手数料については、全日制課程は2,200円、定時制課程は950円に相当する茨城県収入証紙を入学願書の所定の欄にはること。

なお、出願の段階で入学者選抜手数料の免除を希望する者は、志願先高等学校に問い合わせの上、茨城県収入証紙をはらなくてよい。

また、願書提出後の還付はできないので注意すること。

(イ) 学力検査受検票(様式第1号の2(P.31))

(ウ) 特色選抜を志願する者は、志願理由書(様式第10号(P.42))を提出する。

イ 中学校長は、志願者から提出された上記アの書類等に、その記載事項に誤りのないことを確認の上、調査書とともに入学志願者書類送付書(様式第21号(P.55))を添えて、志願先高等学校長あて提出する。

なお、波崎柳川高等学校の普通科体育コース及び中央高等学校の普通科スポーツ科学コースへの志願者については、普通科〔体育コース・スポーツ科学コース〕実技検査受検者一覧・健康状況証明書(様式第2号(P.33))を中学校ごと一括作成し、入学願書に添えて提出する。

ウ 入学願書を受理した高等学校長は、中学校長を経由して学力検査受検票を志願者に交付する。

(4) 調査書の作成

ア 調査書(様式第9号(P.39))は、中学校ごとに校長を委員長とする調査書作成委員会を設け、「調査書記入上の注意」(P.40)に基づいて作成する。

イ 平成21年3月以前の卒業生(中学校卒業後5年を経過した者)の調査書については、中学校生徒指導要録の「学籍に関する記録」とその他必要事項を記入すること。

なお、中学校卒業後20年を経過した者については、卒業証書授与台帳等により、記入すること。

(5) 志願先の変更

志願先高等学校の変更を希望する者(以下「志願変更者」という。)及び同一校内における課程・学科の変更を希望する者(以下「志望変更者」という。)は、平成27年2月19日(木)及び2月20日(金)(午前9時から午後5時)の志願先変更期間内において、次の手続により、1回に限り志願先(志望先)を変更することができる。また、この期間内に特色選抜への志願を取りやめたり、新たに特色選抜に志願することができる。

ア 志願変更者

(ア) 志願変更者は、志願変更届(様式第3号(P.34))に、すでに交付された学力検査受検票を添えて、中学校長を経由して旧志願先高等学校長に提出する。

(イ) 前記(ア)の書類を受理した旧志願先高等学校長は、志願取消証明書(様式第4号(P.34))を志願変更者に交付する。

(ウ) 志願変更者は、新たに入学願書を作成し志願取消証明書を添えて、中学校長を経由して新志願先高等学校長に提出する。この際、中学校長は新たに作成した調査書を併せて提出する。

なお、特色選抜に志願する者は、併せて志願理由書(様式第10号(P.42))を提出する。

(エ) 前記(ウ)の書類を受理した新志願先高等学校長は、志願変更者に、新たに学力検査受検票を交付する。

- (オ) 全日制課程から全日制課程，全日制課程から定時制課程及び定時制課程から定時制課程への志願変更については，新たに作成する入学願書に入学者選抜手数料分の茨城県収入証紙をはる必要はないが，定時制課程から全日制課程への志願変更に限り，差額分 1,250 円に相当する茨城県収入証紙を所定の欄にはること。

イ 志望変更者

- (ア) 志望変更者は，志望変更届（様式第 5 号（P. 35））及び新たに作成した入学願書に，すでに交付された学力検査受検票を添えて，中学校長を経由して志願先高等学校長に提出する。

なお，特色選抜に志願する者は，併せて志願理由書（様式第 10 号（P. 42））を提出する。

※ 同一校内における特色選抜から共通選抜への変更及び共通選抜から特色選抜への変更については，志望変更者として扱うこととする。

- (イ) 前記(ア)の書類を受理した志願先高等学校長は，志望変更者に，新たな学力検査受検票及び志望変更届受理証（様式第 6 号（P. 35））を交付する。
- (ロ) 定時制課程から全日制課程への志望変更者に限り，新たに提出する入学願書に入学者選抜手数料の差額 1,250 円に相当する茨城県収入証紙を所定の欄にはること。

ウ 普通科体育コース等への変更

普通科体育コース及び普通科スポーツ科学コースに志願先又は志望先を変更しようとする者については，普通科〔体育コース・スポーツ科学コース〕実技検査受検者一覧・健康状況証明書（様式第 2 号（P. 33））を中学校ごとに一括作成し，前記ア又はイの手続をとる際に，志願先高等学校長に提出する。

エ 志願取消し

願書提出後，志願取消しをする場合は，中学校長を経由して志願取消届（様式第 7 号（P. 36））に学力検査受検票を添えて，学力検査前日までに志願先高等学校長に提出するものとする。

(6) 入学者の選抜

中学校長から提出された調査書，学力検査の成績等及びその他選抜に関する資料を参考とし，各高等学校，学科等の特色に配慮しつつ，その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して行うものとする。

※ 自己申告書（様式第 20 号（P. 53））が提出された場合は，選抜資料に加える。不登校等及び障害があることにより不利益な取扱いをすることがないようにする。

ア 共通選抜

(ア) 学力検査

- ① 入学志願者は，茨城県立高等学校進学学力検査（以下「学力検査」という。）を受けなければならない。
- ② 学力検査の実施
 - a 学力検査は，国語，社会，数学，理科及び外国語（英語）の 5 教科とする。ただし，定時制課程においては，学力検査を国語，数学及び外国語（英語）の 3 教科とすることができる。
 - b 出題内容は，中学校学習指導要領に基づくものとする。
 - c 外国語（英語）の検査に当たっては，校内放送による「聞き取りテスト」を含める。
 - d 1 教科当たりの検査時間は，50 分間とする。
 - e 1 教科当たりの配点は，100 点満点とする。

③ 期日等は、次のとおりとする。

a 期日 平成 27 年 3 月 4 日（水）

b 集合時間等 午前 8 時 40 分までに志願先高等学校に集合するものとする。

c 時間割

項目 \ 時限	第 1 時	第 2 時	第 3 時	昼 食	第 4 時	第 5 時
検査時間	9:20 ～10:10	10:30 ～11:20	11:40 ～12:30	12:30 ～13:20	13:20 ～14:10	14:30 ～15:20
教科名	外国語 (英語)	国語	数学		社会	理科

④ 定時制課程における学力検査等については、「定時制課程の学力検査等の実施方法」(別表 2) (P.26) のとおりとする。

⑤ 検査教科のうち、1 教科でも受検しなかった一部教科受検者は、学力検査を放棄したものとみなす。ただし、病気等正当な事由により、一部受検できなかった者は、学力検査を受検したものとみなす。

⑥ 検査室へは、受検票、鉛筆・消しゴム・コンパス・三角定規（以上は必ず持参すること。）・下敷き・鉛筆削り等の文具，昼食及び上履きのほかは持ち込まないこと。

※ 鉛筆は、シャープペンシルも可とする。

※ 携帯電話等は、検査室に持ち込まない。

(イ) 次の各高等学校の学科，コースの志願者は，平成 27 年 3 月 5 日（木）午前 9 時 10 分から実施する実技検査を受けなければならない。

① 水戸第三高等学校音楽科

② 笠間高等学校美術科及びメディア芸術科

③ 波崎柳川高等学校普通科体育コース

④ 中央高等学校普通科スポーツ科学コース

⑤ 取手松陽高等学校音楽科及び美術科

※ 受検者は午前 8 時 40 分までに志願先高等学校に集合するものとし，各高等学校の実技検査課題及び携行品等については，「実技検査課題等」(別表 4) (P.27) のとおりとする。

(ウ) 面接等については次のとおりとする。

① 全日制課程においては，実施しない。

② 定時制課程においては，実施することができる。ただし，学力検査を国語，数学及び外国語（英語）の 3 教科とする定時制課程においては，実施するものとする。

なお，学力検査を 3 教科とし，面接を実施する定時制課程の高等学校については，さらに作文を実施することができる。

③ 面接や作文を実施する定時制課程においては，平成 27 年 3 月 4 日（水），学力検査終了後に志願先高等学校で行う。

なお，学力検査を 3 教科とした定時制課程の面接や作文は午後 1 時 20 分から行う。

ただし，多部制の定時制課程における面接は，平成 27 年 3 月 5 日（木）に志願先高等学校で午前 9 時 10 分から行う。

④ 定時制課程の面接，作文の結果については選抜の資料とするものとし，実施については，「定時制課程の学力検査等の実施方法」(別表 2) (P.26) のとおりとする。

(エ) その他

(イ)の実技検査及び(ウ)の面接等を受検しなかった者の取扱いについては、(ア)の⑤(P.4)に準ずる。

イ 特色選抜

(ア) 応募資格

特色選抜に応募できる者は、前記「1 応募資格」(P.1)に定める応募資格を有する者で、文化、芸術、体育、奉仕活動及び生徒会活動のいずれかの分野において優れた資質・実績を有し、かつ、各高等学校において定める出願要件を満たす者とする。

(イ) 募集人員

特色選抜枠は、すべての学科において、募集定員の30パーセントを上限とする。

※ 特色選抜を実施する各高等学校の実施の課程、学科及び募集人員については、別に定める。

(ウ) 面接等の期日等

① 期日 平成27年3月5日(木)

② 集合時間等

午前8時40分までに志願先高等学校に集合すること。

なお、面接等は午前9時10分から行うこととするが、詳細については各高等学校の計画により実施する。

(エ) 選抜資料

① 特色選抜を実施する学科においては、前記「3 一般入学」の(6)アの(ア)(P.3)に加えて、特色選抜の志願者に対して面接を実施するほか、作文、実技検査を実施することができる。

② すべての特色選抜実施校において、調査書、学力検査の成績、面接の結果を選抜資料とするほか、作文、実技検査を実施する学校・学科においては、その結果を選抜資料に加える。

なお、各高等学校の選抜資料については、「高等学校別入学者選抜実施方法」(別表1)(P.20)のとおりとする。

※ 志願理由書(様式第10号(P.42))の取扱いについては、面接を補完するものとする。

③ 特色選抜における面接等を受検しなかった者については、特色選抜の合否判定の対象としない。ただし、病気等正当な事由により受検しなかった者については、特色選抜の合否判定の対象とする。

(7) 合否判定方法

ア 特色選抜

特色選抜の合格者の決定は、次のように行う。

(ア) 特色選抜に出願した受検者について、調査書、学力検査の成績、面接の結果及びその他選抜に必要な資料を総合して合格者を決定する。学力検査以外の選抜資料の配点等、選抜方法の詳細については各高等学校が定める。ただし、学力検査の配点(500点満点)を含む選抜資料の総合得点の満点については、1,200点を超えないものとする。

(イ) 特色選抜において合格と判定されなかった受検者については、特色選抜に出願しなかった他の受検者と併せて、「イ 共通選抜」により合否判定を行う。

イ 共通選抜

一般入学志願者のうち、「ア 特色選抜」で合格と判定された者を除く受検者の合否判定

は、次のように行う。

- (ア) 共通選抜の対象となる受検者全員について、学力検査の得点合計の高い順に並べる。ただし、普通科体育コース、普通科スポーツ科学コース、音楽科、美術科及びメディア芸術科においては、実技検査の得点を学力検査の得点に加える。

なお、実技検査の満点は、100点、200点、300点の中から各学校が定め、次のとおりとする。

学校	学科（実技検査の満点）
水戸第三高等学校	音楽科（100点）
笠間高等学校	美術科（200点）、メディア芸術科（100点）
波崎柳川高等学校	普通科体育コース（100点）
中央高等学校	普通科スポーツ科学コース（100点）
取手松陽高等学校	音楽科（200点）、美術科（200点）

- (イ) 共通選抜の対象となる受検者全員について、調査書の評定合計（3年間）の高い順に並べる。
- (ロ) 同一人について、(ア)の順位が募集定員から特色選抜枠の合格者数を引いた数の80パーセント以内、かつ、(イ)の順位が募集定員から特色選抜枠の合格者数を引いた数以内にある者をA群とし、残りをB群とする。
- (エ) A群に属する者は、原則として合格とする。ただし、調査書の記載事項又は学力検査の結果に特に問題のある者は保留とし、B群に加える。
- (オ) B群に属する者のうちから合格者を選抜する方法は、次のとおりとし、その人数は募集定員から特色選抜枠の合格者数を引いた数から(エ)による合格者数を差し引いた人数（これを α とする。）とする。
- ① α のおよそ x パーセントに当たる人数は、学力検査の結果を重視した選抜により、合格者を決定する。
 - ② α のおよそ $(100-x)$ パーセントに当たる人数は、調査書の記録を重視した選抜により、合格者を決定する。
 - ③ x は20から80の範囲内で各高等学校が決定し、学力検査重視の選抜と調査書重視の選抜で合格する人数の比率は、20:80、30:70、40:60、50:50、60:40、70:30、80:20の中から各高等学校が定める。
なお、各高等学校の比率等については、「高等学校別入学者選抜実施方法」（別表1）(P.20)のとおりとする。
- (カ) (オ)において、B群に属する者のうちから合格者を選抜する方法については、各高等学校で内規を作成する。
- ① 各高等学校は、調査書重視の選抜で利用する評定以外の記載項目を、1項目以上利用する。
 - ② 調査書に記載された内容で「高等学校別入学者選抜実施方法」に記入されていない項目についても、各高等学校において選抜の資料として参考にする。
- (キ) 上記(エ)及び(オ)により選抜した者を合格とする。
- (ク) 上記(ア)から(カ)までにおいて、受検者数が募集定員内にあるときには、「募集定員」を「受検者数」と読み替えて選抜する。

【例】 共通選抜における合格者の決め方

(募集定員から特色選抜枠の合格者数を引いた数が100人の場合)

① はじめに、A群を決める。

学力検査		調査書	
順位	受検番号	順位	受検番号
1	○○○	1	△△△
2	△△△	2	○○○
3	×××	3	◇◇◇
⋮	⋮	⋮	⋮
80	↑	⋮	⋮
80		⋮	⋮
82	◇◇◇	⋮	●●●
⋮	⋮	⋮	⋮
⋮	●●●	100	↑
⋮	⋮	101	⋮
⋮	⋮	⋮	×××
⋮	⋮	⋮	⋮

学力検査順位が
80位以内で、
かつ、調査書順位が
100位以内の者

↓
70人 いたとする。
 これは**原則合格**とする。

② 次に、B群の中から、残りの人員 $(100 - 70) = 30$ 人について、学力検査重視、調査書重視の2つの方法を使って合格者を決定する。その際、学力検査重視の選抜と調査書重視の選抜で合格する人数の比率は、各高等学校が決めるが、例えば、60:40とした高等学校の場合では、学力検査重視で18人、調査書重視で12人を合格とする。

ウ 次の場合の入学者選抜については、特例的な処理を行うこととする。

(f) 帰国子女及び過年度卒業者等で調査書の記載に不足がある場合は、高等学校で利用する項目のうち不足している項目を除いて、受検者全体の処理を行う。

(g) 定時制課程の成人特例入学者選抜 (P. 9) 参照

(h) 帰国子女の特例入学者選抜 (P. 14) 参照

(i) 外国人生徒の特例入学者選抜 (P. 16) 参照

エ その他選抜に当たり必要な事項は、茨城県教育委員会教育長 (以下「教育長」という。) が高等学校長に指示する。

(8) 合格者の発表

平成27年3月12日(木)午前9時、志願先高等学校において合格者の受検番号を発表する。

なお、合格者には、中学校長を経由して、合格通知書(様式第11号(P.43))を交付する。

また、合格通知書の受領に当たって中学校長は、「合格通知書受領証」(様式第23号(P.57))を高等学校長に提出する。

※ 平成27年3月12日(木)午前9時にインターネット上の合格発表用webページにおいて合格者の受検番号を発表する。閲覧方法については受検者本人に通知する。

4 第2次募集

合格者が募集定員に満たない学科(コースを含む。)について、第2次募集を実施することとし、第2次募集を行う学校、課程及び学科については、平成27年3月12日(木)に県教育委員会のインターネットホームページ (<http://www.edu.pref.ibaraki.jp/board/index.html>) で発表する。ただし、第2次募集においては、特色選抜は実施しない。

(1) 応募資格

- ア 前記「1 応募資格」(P.1)に定めるところによるものとする。
- イ 前記「3 一般入学」の(6)アの(ア)(P.3)に定める学力検査受検の有無にかかわらず出願できる。ただし、公立高等学校に合格した者は出願できない。

(2) 志願校及び学科の選択

前記「3 一般入学」の(1)(P.1)に定めるところによるものとする。

(3) 出願期間

平成27年3月13日(金)及び3月16日(月)午前9時から午後5時とする。

※ 郵送出願は、認めない。

(4) 志願の手続

前記「3 一般入学」の(3)(P.1)に準じて行うものとする。その際必要書類を一括して、第2次募集入学志願者書類送付書(様式第22号(P.56))を添えて提出するものとする。

ア 第2次募集入学願書は、様式第19号(P.51)を用いるものとする。

※ 入学者選抜手数料は、新たに納入しなければならない。

イ 調査書をすでに提出済の高等学校に出願する場合は、調査書を再度提出する必要はない。

(5) 志願先の変更

志願先(志望先)の変更はできない。

(6) 調査書の作成

前記「3 一般入学」の(4)(P.2)に準じて作成する。

(7) 入学者の選抜

中学校長から提出された調査書、学力検査の成績、面接の結果等及びその他選抜に関する資料を参考とし、各高等学校、学科等の特色に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して行うものとする。

※ 自己申告書(様式第20号(P.53))が提出された場合は、選抜資料に加える。不登校等及び障害があることにより不利益な取扱いをすることがないようにする。

ア 学力検査は、国語、数学及び外国語(英語)(「聞き取りテスト」を含まない。)の3教科とし、出題内容、1教科当たりの検査時間及び配点は、前記「3 一般入学」の(6)アの(ア)②(P.3)に定めるところによるものとする。

イ 期日等は、次のとおりとする。

(ア) 期日 平成27年3月18日(水)

(イ) 集合時間等 午前8時40分までに志願先高等学校に集合するものとする。

(ウ) 時間割

項目 \ 時限	第1時	第2時	第3時	昼食	第4時
検査時間	9:20 ~10:10	10:30 ~11:20	11:40 ~12:30	12:30 ~13:20	13:20~
教科名	外国語 (英語)	国語	数学		面接等

ウ 普通科の体育コース及びスポーツ科学コース，音楽科，美術科及びメディア芸術科の志願者については，前記「3 一般入学」の(6)アの(イ) (P. 4) に準じて平成27年3月18日(水) 学力検査終了後に実技検査を行う。実技検査の課題及び携行品等については，「実技検査課題等」(別表4) (P. 27) のとおりとする。

なお，実技検査の各高等学校の配点は，前記「3 一般入学」の(7)イの(ア) (P. 6) のとおりとする。

エ 面接については次のとおりとする。

第2次募集を実施するすべての学科において，平成27年3月18日(水)，学力検査終了後に行う。

なお，面接方法は個別面接とする。

オ その他

ウの実技検査及びエの面接を受検しなかった者の取扱いについては，前記「3 一般入学」の(6)アの(ア)⑤ (P. 4) に準ずる。

(8) 合否判定方法

前記「3 一般入学」の(7)イ (P. 5) に準ずる。

(9) 合格者の発表

平成27年3月20日(金)午前9時，志願先高等学校において合格者の受検番号を発表する。

なお，合格者には，中学校長を経由して，合格通知書(様式第11号 (P. 43))を交付する。

また，合格通知書の受領に当たって中学校長は，「合格通知書受領証」(様式第23号 (P. 57))を高等学校長に提出する。

5 定時制課程の追加入学

やむを得ない事由により第2次募集時に志願又は受検をできなかった者が定時制課程に入学を希望した場合，当該高等学校長は，合格者数が募集定員に達していないときに限り，次により入学を許可することができる。

(1) 応募資格，志願校及び学科の選択，志願の手続並びに調査書の作成

前記「4 第2次募集」の(1)，(2)，(4)及び(6) (P. 8) に準ずる。

(2) 選抜方法

教育長の指示するところによる。

(3) 選抜結果

本人あてに通知する。

(4) 入学許可期限

平成27年4月9日(木)とする。

6 定時制課程の成人特例入学者選抜

成人のために，次により定時制課程の成人特例入学者選抜(以下「成人特例選抜」という。)を行う。

(1) 応募資格

成人特例選抜に応募できる者は，前記「1 応募資格」(P. 1)に定める資格を有する者で，かつ，平成27年4月1日現在，満20歳以上の者とする。

(2) 出願期間

平成 27 年 2 月 10 日（火）、2 月 12 日（木）及び 2 月 13 日（金）午前 9 時から午後 5 時とする。

郵送出願（P. 64）の場合は、事前に志願先高等学校長と連絡の上、簡易書留で平成 27 年 2 月 9 日（月）から 2 月 12 日（木）の消印有効とする。

(3) 志願の手続

前記「3 一般入学」の(3)（P. 1）に定める志願の手続に準じて行うものとする。ただし、その際、成人特例入学者選抜措置申請書（様式第 14 号（P. 46））を提出するものとする。

なお、入学願書及び学力検査受検票は、様式第 1 号（P. 31）とする。

※ 出願に要する書類は、志願先高等学校において、平成 26 年 12 月 1 日（月）から交付する。

(4) 志願先の変更

ア 志願先（志望先）変更の手続は、前記「3 一般入学」の(5)（P. 2）に定めるところに準ずる。

イ 成人特例選抜に出願した者で志願先（志望先）変更を希望する者は、一般入学又は他の高等学校の成人特例選抜へ、1 回に限り志願先を変更することができる。ただし、一般入学に出願している者の成人特例選抜への変更は認めない。

ウ 旧志願先高等学校長は、入学願書に添えて提出してあった成人特例入学者選抜措置申請書を志願先変更者に返却する。

エ 他の高等学校の成人特例選抜へ志願先を変更する者は、新たに作成した入学願書に成人特例入学者選抜措置申請書（様式第 14 号（P. 46））を添えて、中学校長を經由し新志願先高等学校長に提出する。

※ 一般入学へ志願先（志望先）を変更する場合は、成人特例入学者選抜措置申請書を提出する必要はない。

(5) 入学者の選抜

ア 学力検査は行わず、調査書、作文、面接の結果及びその他選抜に関する資料を参考とし、各高等学校、学科等の特色に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して行うものとする。

イ 面接等の期日等

(7) 期日 平成 27 年 3 月 4 日（水）

(イ) 集合時間等 午前 8 時 40 分までに志願先高等学校に集合するものとする。

(ウ) 時間割

項目 \ 時限	第 1 時	第 2 時
検査時間	9:20 ～10:10	10:30～
内容	作文	面接

(6) 合格者の発表

前記「3 一般入学」の(8)（P. 7）に準じて行う。

7 第2次募集における定時制課程の成人特例入学者選抜

(1) 応募資格

- ア 前記「6 定時制課程の成人特例入学者選抜」の(1) (P. 9) に定めるところによる。
- イ 前記「3 一般入学」の(6)アの(ア) (P. 3) に定める学力検査受検の有無にかかわらず出願できる。ただし、公立高等学校に合格した者は、出願できない。

(2) 出願期間

平成27年3月13日(金)及び3月16日(月)午前9時から午後5時とする。

※ 郵送出願は、認めない。

(3) 志願の手続

前記「6 定時制課程の成人特例入学者選抜」の(3) (P. 10) に準じて行う。その際必要書類を一括して、第2次募集入学志願者書類送付書(様式第22号(P. 56))を添えて提出するものとする。

ア 第2次募集入学願書は、様式第19号(P. 51)とする。

※ 入学者選抜手数料は、新たに納入しなければならない。

イ 調査書をすでに提出済の高等学校に出願する場合は、調査書を再度提出する必要はない。

(4) 志願先の変更

志願先(志望先)変更はできない。

(5) 入学者の選抜

ア 前記「6 定時制課程の成人特例入学者選抜」の(5) (P. 10) に準じて行う。

イ 面接等の期日等

(ア) 期日 平成27年3月18日(水)

(イ) 集合時間等

志願者は、午前8時40分までに、志願先高等学校に集合すること。

(ウ) 時間割 前記「6 定時制課程の成人特例入学者選抜」の(5) (P. 10) に準じて行う。

(6) 合格者の発表

前記「4 第2次募集」の(9) (P. 9) に準じて行う。

8 県外及び外国からの本県県立高等学校への入学を志願する者の取扱い

(1) 隣接県で本県に隣接する通学区域等に居住する者が出願する場合

ア 出願の条件

隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定(P. 65参照)及び同協定に基づく平成27年度細部協定の定めによる。

イ 出願に必要な書類

他の公立高等学校を併願しない旨の証明書(様式第24号(P. 58))

ウ 出願の手続

アに該当する者は、前記「3 一般入学」の(3) (P. 1) に従い、イの証明書を添え、中学校長を経由して必要書類を志願先高等学校長に提出しなければならない。

(2) 県外((1)の場合を除く。)及び外国から出願する場合

ア 出願の条件

保護者がすでに県内に居住している場合又は保護者が子女等の志願先高等学校の入学日までに、県内に転入することが証明される場合は、出願することができる。ただし、定時制課

程については、志願者がすでに県内に勤務している場合又は勤務することになる場合も出願できる。

イ 出願に必要な書類

(ア) 県外等からの転入先等証明書（様式第 15 号（P. 47））

(イ) 転入先の住居を証明する書類

- ① すでに持家がある場合
家屋の「登記簿謄本」，「登記簿抄本」又は「登記事項証明書」いずれかの写し
- ② 新築完成予定の場合
「建築確認済証」又は「工事請負契約書」いずれかの写し
- ③ 新築完了の場合
「検査済証」（市町村役場）の写し
- ④ 買取りの場合
「売買契約書」の写し
- ⑤ 賃借の場合
「不動産賃貸借契約書」等の写し
- ⑥ 社宅等の場合
会社（管理責任者等）が証明したものの写し

※ 住民票を転入先の住居を証明する書類とすることはできない。

ウ 出願の手続

(ア) 保護者

- ① 志願先高等学校から入学願書・学力検査受検票、調査書の用紙の交付を受ける。
※ 入学願書等の交付は、各志願先高等学校において、平成 26 年 12 月 1 日（月）から行う。
- ② 入学願書・学力検査受検票に必要事項を記入し、押印の上、茨城県収入証紙をはり、転入先の住居を証明する前記イの(イ)の書類を添えて、中学校長に提出する。
※ 入学願書には茨城県収入証紙の販売所については、志願先高等学校に問い合わせること。
写しによる証明書類の提出に当たっては、照合のために原本を中学校長に提示する。

(イ) 中学校長

- ① 入学願書・学力検査受検票の記載事項及び証明書類の確認を行う。
- ② 写しによる証明書類については、原本と照合する。
- ③ 上記事項確認・照合の上、県外等からの転入先等証明書（様式第 15 号（P. 47））を作成する。
- ④ 県外等からの転入先等証明書及び転入先の住居を証明する書類を、入学願書、調査書等とともに一括厳封の上、前記「3 一般入学」の(2)（P. 1）に定められている出願期間内に志願先高等学校長に提出する。

なお、調査書等は、本県所定の様式により作成すること。

(3) 定時制課程における県外からの応募資格の特例

ア 出願の条件

前記(1)のア（P. 11）及び(2)のア（P. 11）に定めるほか、県外から本県県立高等学校の定時制課程に志願する者が県内に勤務していない未成年者の場合も、身元引受人がいれば、出願できる。

※ 定時制課程の応募資格については、前記「1 応募資格」の(5)（P. 1）を参照。

イ 出願に必要な書類

前記「3 一般入学」の(3) (P.1) に従い、次の書類を添え、必要書類を志願先高等学校長に提出しなければならない。

(ア) 県外等からの転入先等証明書〈様式第15号 (P.47)〉

(イ) 身元引受人承諾書〈様式第16号 (P.48)〉

(ウ) 転入先の住居を証明する書類

前記(2)のイ(イ) (P.12) に同じ。

ウ 出願の手続

前記「(2) 県外 ((1)の場合を除く。) 及び外国から志願する場合」のウ (P.12) に従って行う。

(4) 全国からの出願を認める学科の特例

ア 出願の条件

大子清流高等学校森林科学科、海洋高等学校海洋技術科・海洋食品科・海洋産業科及び大洗高等学校普通科音楽コースについては、該当の学科に対する目的意識が強く入学日までに身元引受人がいることを条件に、全国から出願できる。

イ 出願に必要な書類

前記「3 一般入学」の(3) (P.1) に従い、次の書類を添え、必要書類を志願する高等学校長に提出しなければならない。

(ア) 県外等からの転入先等証明書〈様式第15号 (P.47)〉

(イ) 身元引受人承諾書〈様式第16号 (P.48)〉

(ウ) 全国募集志願理由書〈様式第17号 (P.49)〉

(エ) 転入先の住居を証明する書類

前記(2)のイ(イ) (P.12) に同じ。

※ (イ)及び(エ)は入学日までに提出すればよい。

ウ 出願の手続

前記「(2) 県外 ((1)の場合を除く。) 及び外国から志願する場合」のウ (P.12) に従って行う。

9 転勤保護者の子女のための出願期間の特例

次により特例の扱いを行う。

(1) 対象

ア 出願期間（平成27年2月10日（火）、2月12日（木）及び2月13日（金））を過ぎてからの保護者の転勤に伴う一家転住により、高等学校入学後の通学に支障が生じるため、本県県立高等学校を新たに志願する者

イ 本県県立高等学校へ出願している者で、保護者の転勤に伴う一家転住により、高等学校入学後の通学に支障が生じるため、やむを得ず志願先の変更を必要とする者

(2) 出願期間

平成27年2月23日（月）及び2月24日（火）午前9時から午後5時とする。

(3) 出願書類及び提出先

ア 前記(1)ア (P.13) に該当する者は、次の(ア)から(オ)までの書類を一括し、中学校長を経由して、志願先高等学校長に提出しなければならない。

(ア) 入学願書〈様式第1号(P.31)〉及び調査書〈様式第9号(P.39)〉

※ 入学願書及び調査書は、必ず本県所定の様式によること。(志願先高等学校で交付)

(イ) 県外等からの転入先等証明書〈様式第15号(P.47)〉

(ウ) 転入先の住居を証明する書類

前記「8 県外及び外国からの本県県立高等学校への入学を志願する者の取扱い」の(2)イ(イ)(P.12)に同じ。

(エ) 保護者の勤務先の発行する転勤(転勤予定)証明書(任意様式)

(オ) 公立高等学校にすでに出願している者又は合格等している者は、当該高等学校長の発行する志願取消証明書(任意様式)又は合格等取消証明書(任意様式)

イ 前記(1)イ(P.13)に該当する者は、前記「3 一般入学」の(5)(P.2)の手續に従い、ア(エ)の証明書類を添え、必要書類を新たに志願先高等学校長に提出しなければならない。

10 帰国子女の特例入学者選抜

帰国子女のために、次により帰国子女の特例入学者選抜(以下「帰国子女特例選抜」という。)を行う。

(1) 応募資格

前記「1 応募資格」(P.1)に定める応募資格を有する者で、かつ、次のア、イ及びウに該当するものとする。

ア 平成25年3月1日から入学時まで帰国した者又は帰国見込みの者で、その帰国時からさかのぼり、外国における在学期間が継続して2年以上の者

イ 原則として保護者とともに県内に居住している者又は入学時まで居住見込みの者

ウ 平成27年度の入学者選抜において、他の公立高等学校に出願しない者

(2) 実施の課程、学科及び募集人員

ア 全校の全日制課程及び定時制課程で実施する。

イ 募集人員は、全日制課程及び定時制課程それぞれについて、1校につき、全学科を合わせて2人以上とする。

※ 各高等学校の実施の課程、学科及び募集人員については、別に定める。

(3) 出願期間

平成27年2月10日(火)、2月12日(木)及び2月13日(金)午前9時から午後5時とする。

郵送出願(P.64)の場合は、事前に志願先高等学校長と連絡の上、簡易書留で平成27年2月9日(月)から2月12日(木)の消印有効とする。

(4) 志願の手續

入学願書等は、中学校長を経由して、志願先高等学校長に提出しなければならない。その手續は次のとおりとする。

ア 入学志願者は、入学願書及び帰国子女特例入学者選抜海外在住状況説明書(以下「帰国子女海外在住説明書」という。)(様式第12号(P.44))を中学校長に提出する。

※ 入学願書には、入学者選抜手数料(2,200円)に相当する茨城県収入証紙を茨城県収入証紙欄にはる。

なお、出願に要する書類は、志願先高等学校において、平成26年12月1日(月)から交付する。

イ 中学校長は、提出された入学願書及び帰国子女海外在住説明書について、その記載事項に誤りのないことを確認し、調査書を添えて志願先高等学校長あて、前記(3)に定める出願期間

内に提出する。

ウ 前記イの書類を受理した高等学校長は、学力検査受検票を入学志願者に交付する。

エ 外国から本県県立高等学校への入学を志願し、帰国子女特例選抜を志願する者の取扱いは、前記「8 県外及び外国からの本県県立高等学校への入学を志願する者の取扱い」の(2)(P.11)と同じとする。

(5) 志願先の変更

ア 志願先(志望先)変更の手続は、前記「3 一般入学」の(5)(P.2)に定めるところに準ずる。

イ 帰国子女特例選抜に出願した者で志願先(志望先)の変更を希望する者は、一般入学又は他の高等学校の帰国子女特例選抜へ、1回に限り志願先(志望先)を変更することができる。ただし、一般入学に出願している者が帰国子女特例選抜へ変更することはできない。

ウ 旧志願先高等学校長は、帰国子女海外在住説明書を志願先変更者に返却する。

エ 他の高等学校の帰国子女特例選抜へ志願先を変更する者は、新たに作成した入学願書及び調査書に帰国子女海外在住説明書を添えて、中学校長を經由し新志願先高等学校長に提出する。

※ 一般入学へ志願先(志望先)を変更する場合は、帰国子女海外在住説明書を提出する必要はない。

(6) 転勤保護者の子女のための出願期間の特例

ア 帰国子女特例選抜に志願する者については、前記「9 転勤保護者の子女のための出願期間の特例」の(1)のア(P.13)に定めるところにより、入学願書等の提出について特例の扱いを行う。

イ 帰国子女特例選抜に出願している者については、前記「9 転勤保護者の子女のための出願期間の特例」の(1)のイ(P.13)に定めるところにより、志願先の変更について特例の扱いを行う。

(7) 調査書の作成

前記「3 一般入学」の(4)(P.2)に定めるところによる。

この場合、帰国子女特例選抜に出願する者と一般入学に出願する者とは区別して取り扱わないものとする。

なお、本県所定の調査書が提出できない場合は、外国における最終学校の成績証明書等で代えることができる。

(8) 学力検査及び面接

ア 帰国子女特例選抜に志願する者は、志願先高等学校において学力検査及び面接を受けなければならない。

イ 学力検査は、国語、数学及び外国語(英語)とし、一般入学において行うものと同一の問題で同一の時間に行う。

ウ 面接は学力検査終了後に行う。

エ 期日等

(ア) 期日 平成27年3月4日(水)

(イ) 集合時間等 午前8時40分までに志願先高等学校に集合するものとする。

(ウ) 時間割

項目 \ 時限	第1時	第2時	第3時	昼食	第4時
検査時間	9:20 ～10:10	10:30 ～11:20	11:40 ～12:30	12:30 ～13:20	13:20～
教科名	外国語 (英語)	国語	数学		面接

(9) 入学者の選抜

入学者の選抜は、中学校長から提出された調査書、学力検査の成績、面接の結果その他選抜に関する資料を参考とし、各高等学校、学科等の特色に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して行うものとする。

なお、選抜の方法については、原則として、一般入学における共通選抜と同様に行うものとする。

(10) 合格者の発表

前記「3 一般入学」の(8) (P.7) に準じて行う。

(11) その他

その他選抜に当たり必要な事項は、教育長が高等学校長に指示する。

11 外国人生徒の特例入学者選抜

外国人生徒のために、次により外国人生徒の特例入学者選抜（以下「外国人特例選抜」という。）を行う。

(1) 応募資格

外国人特例選抜に応募できる者は、前記「1 応募資格」(P.1) に定める応募資格を有する者で、かつ、次のア、イ及びウに該当するものとする。

ア 外国籍を有する者で、入国後の在日期間が3年以内の者。なお、「入国後の在日期間が3年以内」とは、原則として入国した日から平成27年3月1日現在で3年が経過していない場合をいう。

イ 全日制課程にあつては、原則として保護者とともに県内に居住している者又は入学時までに居住見込みの者、定時制課程にあつては、原則として県内に居住地若しくは勤務地を有する者又はその予定の者

ウ 平成27年度の入学者選抜において、他の公立高等学校に出願しない者

(2) 実施の課程、学科及び募集人員

ア 全校の全日制課程及び定時制課程で実施する。

イ 募集人員は、全日制課程及び定時制課程それぞれについて、1校につき、全学科を合わせて2人とする。

(3) 出願期間

平成27年2月10日（火）、2月12日（木）及び2月13日（金）午前9時から午後5時とする。

郵送出願（P.64）の場合は、事前に志願先高等学校長と連絡の上、簡易書留で平成27年2月9日（月）から2月12日（木）の消印有効とする。

(4) 志願の手続

前記「10 帰国子女の特例入学者選抜」の(4) (P.14) に準じて行う。

なお、提出書類は、入学願書、外国人特例入学者選抜海外在住状況説明書（以下「外国人海外在住説明書」という。）〈様式第13号（P.45）〉及び住民票とする。

※ 住民票については、国籍、在留資格及び在留期間が記載してあるものとする。

(5) 志願先の変更

前記「10 帰国子女の特例入学者選抜」の(5)（P.15）に準じて行う。ただし、一般入学に出願している者の外国人特例選抜への変更は認めない。

※ 日本の中学校を卒業した者又は卒業見込みの者が一般入学へ志願先（志望先）を変更する場合は、外国人海外在住説明書及び住民票を提出する必要はない。

(6) 調査書の作成

前記「10 帰国子女の特例入学者選抜」の(7)（P.15）に準じて行う。

(7) 学力検査及び面接

前記「10 帰国子女の特例入学者選抜」の(8)（P.15）に準じて行う。

(8) 入学者の選抜

前記「10 帰国子女の特例入学者選抜」の(9)（P.16）に準じて行う。

(9) 合格者の発表

前記「3 一般入学」の(8)（P.7）に準じて行う。

(10) その他

その他選抜に当たり必要な事項は、教育長が高等学校長に指示する。

12 連携型中高一貫教育校の入学者選抜

連携型中高一貫教育校の入学者選抜（以下「連携型入学者選抜」という。）は、連携型中学校の常陸大宮市立美和中学校、常陸大宮市立緒川中学校及び常陸大宮市立御前山中学校と連携型高等学校の茨城県立小瀬高等学校において、以下のとおり行う。

(1) 応募資格

連携型入学者選抜に応募できる者は、前記「1 応募資格」（P.1）に定める資格を有する者で、かつ、連携型中学校を平成27年3月に卒業見込みの者とする。

(2) 出願期間

平成27年2月10日（火）、2月12日（木）及び2月13日（金）午前9時から午後5時とする。

郵送出願（P.64）の場合は、事前に志願先高等学校長と連絡の上、簡易書留で平成27年2月9日（月）から2月12日（木）の消印有効とする。

※ 出願期間においては、連携型中学校から連携型高等学校の一般入学への出願はできない。

(3) 志願の手続

連携型中学校長は、入学志願者書類送付書〈様式第21号準用（P.55）〉を添えて、次の書類を、連携型高等学校長に提出する。

ア 連携型入学願書〈様式第8号（P.37）〉

前記「3 一般入学」の(3)（P.1）に準じて作成するものとする。

イ 連携型高等学校長が指定する書類

調査書〈様式第9号（P.39）〉及び課題レポートとする。また、課題レポートの課題等については、連携型高等学校長が連携型中学校長に別途通知するものとする。

(4) 志願先の変更

- ア 志願先変更の手続は、前記「3 一般入学」の(5) (P.2) に準じて行う。
- イ 連携型入学者選抜に出願している者は、他の高等学校の一般入学に志願先を変更できる。
- ウ 連携型中学校から他の高等学校の一般入学に出願している者は、連携型高等学校の一般入学に志願先を変更できるが、連携型入学者選抜へは志願先の変更はできない。

(5) 入学者の選抜及び合格者の発表

- ア 連携型入学者選抜においては、学力検査は行わず、連携型高等学校長が、連携型中高一貫教育の成果等を見るために、選抜に必要とする資料を総合して合格者を決定する。
 - ※ 自己申告書〈様式第20号 (P.53)〉が提出された場合は、選抜資料に加える。
 - また、不登校等及び障害があることにより不利益な取扱いをすることがないようにする。
- イ 選抜に必要とする資料は、調査書、面接の結果、課題レポート、小論文等から、中高一貫教育の特色に応じて連携型高等学校長が決定するものとする。
 - なお、その資料については、「連携型高等学校における選抜資料」(別表3) (P.26)のとおりとする。
- ウ その他連携型入学者選抜方法の細部については、連携型高等学校において定めるものとする。
- エ 連携型入学者選抜受検者は、面接等のため、平成27年3月5日(木)午前8時40分までに志願先高等学校に集合するものとする。
- オ 合格者の発表については、前記「3 一般入学」の(8) (P.7) に準じて行う。
- カ その他連携型入学者選抜に当たり必要な事項は、教育長が連携型高等学校長に指示する。

(6) その他

- ア 連携型高等学校への一般入学へは、連携型中学校以外からも志願することができる。
 - また、志願先変更期間であれば、前記「3 一般入学」の(5) (P.2) に準じて志願先の変更を行うことができる。
- イ 連携型入学者選抜の募集人員については、別に定める。
 - なお、募集人員は、十分に確保するものとする。
 - また、連携型入学者選抜の合格者数が、募集人員に満たない場合は、その不足分を一般入学の募集人員に加えるものとする。
- ウ 連携型高等学校は、連携型入学者選抜及び一般入学の合格者の総数が募集定員に満たない場合、前記「4 第2次募集」(P.7)により第2次募集を行うものとする。

13 障害のある受検者等の取扱い

障害のある受検者等で、学力検査実施上特別な措置を希望する者は、中学校長を經由して、「障害のある受検者等に対する特別措置申請書」〈様式第18号 (P.50)〉を原則として平成27年1月22日(木)までに志願先高等学校長に提出すること。

志願先高等学校長は、「障害のある受検者等に対する特別措置申請書」を提出した者で、通常の学力検査の方法では受検が困難と認める者について、茨城県教育委員会(以下「教育委員会」という。)と協議の上、検査方法、検査時間及び検査場等について適切な措置を講じること。

14 自己申告書の提出

欠席が多いことの事情や障害のあることによって生ずることがら等について、説明する必要がある場合、志願者は自己申告書〈様式第20号 (P.53)〉を志願先高等学校長に提出することができる。

なお、自己申告書は、志願者及び保護者が記入後に厳封し、中学校長を経由して、入学願書等とともに志願先高等学校長に提出するものとする。

※ 不登校等及び障害があることにより不利益な取扱いをすることがないようにする。

15 出願用紙の配布等

(1) 出願に要する用紙の配布

ア 出願に要する用紙で様式の定められているものは、11月上旬までに教育委員会から県内の中学校及び高等学校に対して送付する。

教育委員会が送付する書類は、様式第1，3～6，8，9，10，19号である。ただし、送付した用紙に不足が生じた場合は、各学校で複写すること。

なお、様式第1，8，19号については両面複写とする。

イ 県外からの入学志願者については、各志願先高等学校において、平成26年12月1日（月）から交付する。

(2) 書類の作成

様式番号に※の付いている様式第2，7，11～18，20～24号の書類については、各学校で様式に従い作成する。

※ 様式については、茨城県教育委員会ホームページ（<http://www.edu.pref.ibaraki.jp/board/index.html>）からダウンロードすることができる。